

(4) 今後講ずる施策及び達成目標

ア 達成目標

新たな汚染が発見された場合には原因究明を行い、原因者に対して改善指導を行うとともに、既存の汚染地区については、環境基準の達成を図る。

イ 今後講ずる施策

水質汚濁防止法の規定に基づき、工場・事業場に対し、有害物質の地下浸透規制等を徹底するとともに、引き続き地下水の水質を把握するため、概況調査及び定期モニタリング調査により、常時監視を実施していく。

平成8年6月に同法の一部改正が行われ、地下水汚染の原因者に対する浄化措置命令が規定されたことから、既に地下水汚染等が発見されている汚染地区であって、未だに原因が把握できていないものについては、原因究明を行うとともに、原因が明らかになった地区については、汚染原因者に対する浄化対策の指導等を行っていく。

また、新たに地下水汚染が発見された場合は、井戸水等の飲用指導を行うとともに、その原因を究明するための汚染井戸周辺地区調査を行うことにより、汚染範囲の把握及び原因究明を行い、汚染原因者に対して浄化対策の指導等を行っていく。

さらに、汚染地区として定期モニタリング調査を実施し、地下水の水質保全を図っていく。

なお、平成14年5月に公布された土壌汚染対策法に基づき、工場・事業場等の敷地内での土壌汚染により、人の健康被害が生じることのないよう、同法の適切な施行を行うこととしている。

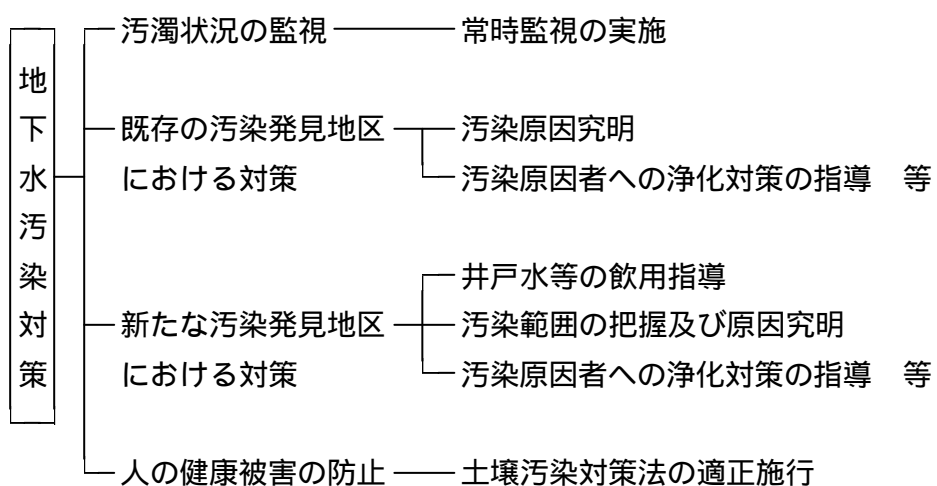


図2 - 1 - 23 地下水汚染対策に係る施策の体系